

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年 6月27日
【会社名】	静甲株式会社
【英訳名】	SEIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 恵子
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市清水区天神二丁目 8番 1号
【電話番号】	(054) 366 1030
【事務連絡者氏名】	常務取締役 鈴木 孝明
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市清水区天神二丁目 8番 1号
【電話番号】	(054) 366 1030
【事務連絡者氏名】	常務取締役 鈴木 孝明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

平成26年6月26日開催の当社第112回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 別途積立金の取り崩しの件

1. 減少する剰余金の項目及びその額
別途積立金 1,000,000,000円
2. 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円

第2号議案 剰余金配当の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株当たり金8円 総額51,777,488円

第3号議案 定款一部変更の件

1. 今後の事業展開に備えるため、現行定款第3条の事業目的を追加する。
2. 今後の経営体制の充実強化に備えるため、取締役の員数の上限を9名以内から11名以内に変更する。

第4号議案 取締役8名選任の件

取締役として、鈴木恵子、鈴木武夫、鈴木孝明、大石透、掛下肇彦、鈴木浩之、伏見民生、星田真一の8氏を選任する。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任される瀧高光治氏に対し退職慰労金を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成割合(%)	決議結果
第1号議案	54,689	61	0	96.89	可決
第2号議案	54,692	58	0	96.90	可決
第3号議案	54,685	65	0	96.89	可決
第4号議案					
鈴木 恵子	54,642	108	0	96.81	可決
鈴木 武夫	54,642	108	0	96.81	可決
鈴木 孝明	54,642	108	0	96.81	可決
大石 透	54,642	108	0	96.81	可決
掛下 肇彦	54,642	108	0	96.81	可決
鈴木 浩之	54,642	108	0	96.81	可決
伏見 民生	54,642	108	0	96.81	可決
星田 真一	54,642	108	0	96.81	可決
第5号議案	54,630	120	0	96.79	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- 1 第1号議案、第2号議案及び第5号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 3 第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当社が行った上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令に基づく委任状勧誘による委任状の受任者を含む当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上